

法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

* 以下の問題には、本日（令和 6 年 10 月 19 日）時点で施行されている法律に基づいて解答すること。

次の【事例】における甲及び乙の罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

【事例】

甲は、生命保険金を得るため、甲が経営する店の住み込みの従業員であるAを殺害しようと考え、Aに対し、交通事故を装って死ぬように命じたが、Aがこれを行わないため、制裁として、3日間にわたって飲食をさせず、暴行を加え、長時間の正座を強制したほか、「約束守らなあかんやろ。」と繰り返し言い聞かせるなどして、Aを徐々に死ぬことを拒むことができない状況に追い込んだ。その上で、甲は、Aに対し、川に飛び込んで死ぬように命じ、ある日の夜、川の護岸にAを同行させ、そこから川に飛び込んで死ぬように改めて命じた。甲のこれら一連の行為により、Aは、甲の命令に応じて川に飛び込む以外の行為を選択することができない精神状態に陥り、溺れて死ぬことを覚悟して、自ら川に飛び込んだ。このAの行為は、水深約2メートルの川に着衣のまま飛び込むものであり、溺れて死亡する危険性の高いものであった。

たまたまその下流の河川敷でソロキャンプを楽しんでいた乙は、人が川に流されていることに気付いた。その付近は浅瀬であり、流れも緩く、乙のほかにその人を助けにいける人はいなかったため、乙は、その人を助けようと決意し、川に入ってその人のところへ向かい、その腕をつかんだ。しかし、よく見ると、その人はAであり、乙は、かねてからAを憎んでいたため、翻意してAを助けるのをやめ、つかんだ腕を離し、すがりついてくるAを引き離して、河川敷に引き返した。川に流されている間に岩にぶつかり負傷し、自力で川から出る体力を失っていたAは、再び川に流され、その後、溺れて死亡した。乙がAを助けるのをやめたとき、乙は、Aが負傷していることに気付いたが、Aが死ぬであろうとか、死ぬかもしれないが死んでもかまわないとかいうことまでは思っておらず、ただ助けたくない一心でAの腕を離し、Aを引き離したものである。また、乙がAを川から引き上げることは容易であり、そうしていれば、Aは確実に救命されていた。